

# 児童虐待を防ぐために

## 問題

ある朝A君が、顔にあざをつくつて登校してきた。A君は、これまでも時々親からきつく叱られることがあると担任に話していたこと、また、担任が近づいただけで身をかかわしてよけるようなしぐさをするところがあること、友達に乱暴であること等、家庭で暴力を受けていることが心配されていた。

不審に思い、教育相談室に呼んで、「顔に大きなあざがあるね。痛かったでしょう。どうしたの」と聞くと、「父親に叱られ、殴られた」とA君が話した。

担任は、これは、児童虐待にあたるのではないかと感じた。そこで、児童の様子を養護教諭、教頭に見てもらったことにも児童のふだんの様子も伝え、今後の対応について、教頭に相談した。

教頭は、児童から話を聞くとともに、あざの様子、担任の話から虐待

の心配が大きいと判断し、校長の指導のもと、教育委員会、児童相談所に連絡をした。

その後、親から担任に「親にうそをついたので、しつけのために殴ったので、虐待ではない。なぜ学校は、児童相談所に連絡したのか」と、電話で抗議を受けた。困った担任は、これからどのように指導していけばよいのかと教頭に相談に来た。

**あなたなら、この問題にどのように対応しますか。**

## 主題のねらい

子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待が多発している。そしてその多くは、親や親に代わる養育者によるものである。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、……児童相談所に通告しなければならない」と定められている。虐待は家庭内という外から見えにくい場所で行われる問題であるからこそ、児童と身近に接する学校の役割は大きいことを自覚し、対応することが重要である。

## 解答のポイント

児童を虐待から守ること、親の虐待行為を防止することを主眼において対

応する。

また、この問題は、場合により児童の保護、親への指導等、学校だけで対応することは難しい問題も含む。さらに、解決まで長期間に及ぶことが予想されるため、組織として対応する必要がある。そこで、担任だけに任せるのではなく、虐待に関する教職員の意識を高め、学校全体として対応することが必要である。

## 解答例

人権意識の高まりとともに、児童虐待防止に対する意識も深まっているが、児童が虐待により尊い命を落とすという報道がたびたびされており、児童虐待防止は大きな課題となっている。そのため児童虐待防止法が制定され、虐待に気づいたら速やかに通告する義務が課せられている。しかし、

学校が児童虐待防止に取り組む際は、信頼関係を保ち対応することが肝要である。そこで、職員の虐待に対する理解を深めること、確かな情報把握を基に関係機関と連携を深めること、保護者の立場を共感的に理解し、学校の組織を整え虐待の防止に次のように取り組むことを担任に指導する。

### 1 校内体制を整え、担任を支え、虐待防止に取り組む

児童を虐待から守るには、確かな情報把握、児童の安全確保とともに保護者との信頼関係を保ち指導に当たる必要がある。また、指導が長期にわたる可能性も高いので、一人の職員で対応することは難しい。全職員が虐待防止に関する理解を深め、役割分担をし、継続的に対応することが必要である。

そこで、児童虐待に関する法令について研修会を実施し、学校に課せられている役割を共通理解する。また、学

校として親との信頼関係を保ちつつ、虐待を防止するには、役割を分担し取り組むことの必要性を指導し、役割を話し合い、職員に分担させる。さらに、担任の負担を考え、相談できる時間、相談者を確保する。担任には、親の心情理解に努め指導に当たらせ、正確な情報把握に努めさせる。

## 2 保護者理解に努め、保護者を支え虐待防止に取り組む

児童虐待の責任を保護者だけに押し付け、親を責めても問題は解決しない。親の心情を理解し、ともに問題を解決する姿勢をもつ必要がある。一方、学校は子どもの虐待についていつも気遣っていることを親に知らせることも必要である。親はしつけのつもりであっても、その結果によつては、学校は虐待に当たると認識していることを知らせることで、親の虐待に対する認識を改善する。

担任、養護教諭には、親の立場を共感的に理解することを基本に、親の側に立って相談にのるよう分担する。また、児童の学校での様子、努力している点を伝え、子育ての安心感をもたせる。一方、児童虐待について、どのような行為が虐待に当たるのか、学校だけでなく等々全家庭に知らせ、全校をあげて虐待防止の雰囲気をつくる。保護者会、PTA役員会等で、児童虐待について話し合う時間を設け、しつけと虐待の違いについて全保護者の理解を深める。

## 3 関係機関との連携を深め、虐待防止に取り組む

児童の生活の場は地域であり、虐待が生じる場合は家庭内である。児童を虐待から防ぐには、地域の目となる民生児童委員等、地域の力が欠かせない。また、実際に児童を保護するには、児童相談所等関係機関の力が必要であ

る。

学校の窓口を教頭とした連絡体制を整え、民生児童委員との連絡を密にし、地域で児童を見守っていた。児童相談所、市のこども生活課との連携を取り、いつでも対応できるような情報を交換しておく。また、民生児童委員、児童相談所、市の担当者との情報交換会を時に応じて開催し、いつでも動ける体制を整える。さらに、市の担当者にも、虐待が心配される保護者との連絡を依頼し情報を得る。また、警察との連携も深め児童の保護体制を整える。

児童を虐待から守る取り組みは、学校、家庭、地域の相互理解を深め、教育推進の活力となる。私は、教頭として、校長の指導のもと、担任を支え児童虐待解決に全力で取り組む覚悟である。